

栃木県障害者高次歯科医療機関指定要領

（目的）

第1条 この要領は、障害者歯科医療提供体制の充実強化を図るため、障害者患者に静脈内鎮静法や全身麻酔等を用いた高度な歯科医療を提供する医療機関を栃木県障害者高次歯科医療機関（以下「高次歯科医療機関」という。）として指定するに当たり必要な事項を定めるものである。

（定義）

第2条 この要領で「障害者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項及び第2項に規定する者とする。

（高次歯科医療機関の指定要件）

第3条 知事は、次に掲げる要件を満たす病院を高次歯科医療機関として指定する。

（1）人員に関する要件

ア 常勤の歯科医師を2名以上配置していること。うち1名は次のいずれかの資格を有すること。

- （ア）一般社団法人日本障害者歯科学会認定医
- （イ）一般社団法人日本小児歯科学会小児歯科専門医
- （ウ）公益社団法人日本口腔外科学会口腔外科専門医
- （エ）一般社団法人日本歯科麻酔学会歯科麻酔認定医
- （オ）一般社団法人日本老年歯科医学会認定医
- （カ）その他、知事が適当と認める者

イ 常勤の歯科衛生士を2名以上配置していること。

（2）設備に関する要件

ア 次の設備を有すること。

- （ア）半閉鎖循環式全身麻酔器、監視装置を備えた手術室
- （イ）回復室
- （ウ）2台以上の歯科医療用チェアユニット
- （エ）歯科パノラマ断層撮影装置及び歯科エックス線撮影装置
- （オ）CT撮影装置又はMRI撮影装置
- （カ）緊急時に使用する器具・薬品

（3）診療実績に関する要件

ア 申請前に次の診療実績を有していること。

- （ア）障害者の外来新患者数が年間10名以上
- （イ）笑気吸入鎮静法及び静脈内鎮静法又は、全身麻酔による障害者歯科診療件数が3年間で10件以上

(4) 運営等に関する要件

- ア 栃木県障害者歯科医療協力医（以下「協力医」という。）やとちぎ歯の健康センターと連携して、障害者患者の紹介や逆紹介を実施すること。
- イ 障害者の病態に応じた適切な歯科医療を提供できるよう、地域の医療機関と相互に連携協力する体制の整備に努めること。
- ウ 栃木県障害者歯科医療協力医制度実施要項第 5 条に規定される研修会の開催について積極的に協力すること。
- エ 栃木県障害者歯科医療協力医制度実施要項第 6 条第 1 項第 2 号に規定される推薦書の作成に協力すること。
- オ 人員体制や施設設備、医療実績、対応可能な範囲など障害者歯科医療に関する情報について広く周知が図られるよう、ホームページやパンフレット等各種媒体を用いて、情報提供に努めること。
- カ 敷地内禁煙の実施等、たばこ対策に積極的に取り組むこと。
- キ 医療安全に関する指針を整備していること。

(新規指定手続)

第 4 条 医療機関が高次歯科医療機関の指定を受けようとするときは、栃木県障害者高次歯科医療機関（新規・更新）指定申請書（別記様式第 1 号。以下「申請書」という。）を知事へ提出しなければならない。

- 2 知事は、申請のあった医療機関について、前条に規定する指定要件を満たしているときは、栃木県障害者高次歯科医療機関指定書（別記様式第 2 号。以下「指定書」という。）を交付するものとする。

(実績報告)

第 5 条 高次歯科医療機関は毎年度の障害者歯科医療実績について、翌年度の 4 月末日までに栃木県障害者高次歯科医療機関実績報告書（別記様式第 3 号）を知事へ提出するものとする。

(指定期間)

第 6 条 高次歯科医療機関の指定は、3 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うものとする。

(指定更新手続)

第 7 条 指定の更新を受けようとする高次歯科医療機関は、指定期間が終了する 1 ヶ月前までに申請書を知事へ提出しなければならない。

- 2 知事は、申請のあった高次歯科医療機関について、第 3 条に規定する指定要件を満たしているときは、指定書を交付するものとする。

(変更の届出)

第 8 条 高次歯科医療機関は、名称及び所在地、その他の変更が生じたときは、栃木県障害者

高次歯科医療機関変更届（別記様式第4号）を知事へ提出しなければならない。

（指定の辞退）

第9条 高次歯科医療機関は、指定を辞退することができる。

2 高次歯科医療機関は、指定を辞退するときは、栃木県障害者高次歯科医療機関辞退届（別記様式第5号）を知事へ提出しなければならない。

（指定書の再交付）

第10条 高次歯科医療機関は指定期間内に指定書の紛失、汚損等により再交付を受けようとするときは、栃木県障害者高次歯科医療機関指定書再交付申請書（別記様式第6号）を知事へ提出しなければならない。

（指定の取消）

第11条 高次歯科医療機関が次に掲げる事項に該当するときは、知事はその指定を取り消すものとする。

- （1）指定期間を超えて更新手続きを行わなかったとき。
- （2）高次歯科医療機関としてふさわしくない行為があったとき。
- （3）申請書類等に重大な誤りがあったとき。
- （4）実績報告書を提出しなかったとき。
- （5）その他、知事が高次歯科医療機関としてふさわしくないと判断したとき。

（その他）

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年1月11日から施行する。